静岡空港、名古屋飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、鳥取空港、美保飛行場、出雲空港、岡山空港、広島空港、山口宇部空港、徳島飛行場、高松空港、松山空港、高知空港、北九州空港、福岡空港、佐賀空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、下地島空港、新石垣空港

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

農林水産大臣　吉川　貴盛

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（毒薬及び劇薬） **第百六十三条**　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（次の各号に掲げるものを除く。）であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。 一～五　（略） 六　銀の無機酸塩類及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ　ハロゲン銀及びその製剤 ロ　硝酸銀一パーセント以下を含有する外用剤 ハ　一個中硝酸銀七ミリグラム以下を含有し、かつ、一容器中硝酸銀〇・二五グラム以下を含有する外用剤 ニ　一片中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する体外診断薬 ホ　硝酸銀一パーセント以下を含有する体外診断薬 別表第二（第百六十三条関係） 毒薬 （略） 劇薬 一～十二　（略） 十三　銀の無機酸塩類及びその製剤。ただし、一片中硝酸銀九・七四ミリグラム以下を含有する体外診断用医薬品を除く。 十四～五十一　（略）	（毒薬及び劇薬） **第百六十三条**　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（次の各号に掲げるものを除く。）であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。 一～五　（略） （新設） 別表第二（第百六十三条関係） 毒薬 （略） 劇薬 一～十二　（略） （新設） 十三～五十　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

静岡空港、名古屋飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、鳥取空港、美保飛行場、岡山空港、出雲空港、広島空港、山口宇部空港、徳島飛行場、高松空港、松山空港、高知空港、北九州空港、福岡空港、佐賀空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、新石垣空港